

伊丹市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市営住宅条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 19 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

市営住宅の入居者の負担軽減を図るため。

伊丹市営住宅条例の一部を改正する条例（令和３年伊丹市条例第 号）

伊丹市営住宅条例（平成９年伊丹市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第３０条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし，市長が必要と認めるときは，これらの費用の一部を市が負担することができる。

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の伊丹市営住宅条例第３０条ただし書の規定は，令和３年４月分以後の入居者が負担する費用について適用し，令和３年３月分までの入居者が負担する費用については，なお従前の例による。